第７回定時株主総会招集のご通知に際しての
インターネット開示事項

連　結　注　記　表
個　別　注　記　表

（ 2020年４月１日から
2021年３月31日まで ）

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ

「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/stock/shareholder.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　16社

株式会社きらぼし銀行
東京きらぼしリース株式会社
きらぼしシステム株式会社
株式会社きらぼしコンサルティング
きらぼしＪＣＢ株式会社
きらぼしキャピタル株式会社
きらぼしライフデザイン証券株式会社
株式会社きらぼしデジタルバンク設立準備会社
きらぼしサービス株式会社
きらぼし信用保証株式会社
八千代信用保証株式会社
きらぼしビジネスサービス株式会社
株式会社きらぼしクレジットサービス
綺羅商務諮詢（上海）有限公司
きらぼしテック株式会社
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

（連結の範囲の変更）

2020年10月30日付で、当社が100％出資する株式会社きらぼしデジタルバンク設立準備会社を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2021年４月１日付で、きらぼしビジネスサービス株式会社を存続会社、株式会社きらぼしクレジットサービスを消滅会社とする吸収合併を行っております。

（連結される子会社及び子法人等の商号変更）

2020年６月22日付で、きらぼし証券準備株式会社は、きらぼしライフデザイン証券株式会社に商号変更しております。

2021年４月１日付で、きらぼしサービス株式会社を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社を承継会社とする会社分割を行い、同日付できらぼしサービス株式会社の商号をきらぼしビジネスオフィスサービス株式会社へ変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等　６社

会社名

東京神奈川イノベーション応援１号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル夢・はばたき１号投資事業有限責任組合
Ａ＆ＫＣメザニン・ファイナンス１号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル東京 Sparkle 投資事業有限責任組合
Ａ＆ＫＣメディカル１号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

（非連結の子会社及び子法人等の設立）

2020 年８月 31 日付で、Ａ＆ＫＣメザニン・ファイナンス１号投資事業有限責任組合を設立しております。

2020 年 11 月６日付で、きらぼしキャピタル東京 Sparkle 投資事業有限責任組合を設立しております。

2021 年３月８日付で、Ａ＆ＫＣメディカル１号投資事業有限責任組合を設立しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等　２社

会社名

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー

（持分法適用の範囲の変更）

2021 年３月 31 日付で、株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーへ追加出資を行い、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　６社

会社名

東京神奈川イノベーション応援１号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき１号投資事業有限責任組合
Ａ＆ＫＣメザニン・ファイナンス１号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル東京 Sparkle 投資事業有限責任組合
Ａ＆ＫＣメディカル１号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等の設立）

2020 年８月 31 日付で、Ａ＆ＫＣメザニン・ファイナンス１号投資事業有限責任組合を設立しております。

2020年11月６日付で、きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合を設立しております。

2021 年３月８日付で、Ａ＆ＫＣメディカル１号投資事業有限責任組合を設立しております。

④　持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

①　連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日　　２社

３月末日　　14社

②　12月末日を決算日とする連結される子会社については、３月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②　有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　６年～50年

その他　　２年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアに

ついては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

創立費　　５年間の均等償却を行っております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2020 年 10 月８日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、１年間又は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、以下に記載のキャッシュ・フロー見積法による予想損失額と、過去の貸倒実績率に基づく予想損失額との差額を、追加的に計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先及び、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、銀行業を営む一部の連結される子会社の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014 年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、2015 年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における 2014 年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は 976 百万円であ

ります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

当社及び銀行業を営む連結される子会社は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金の計上基準

当社及び銀行業を営む連結される子会社は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(13) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(14) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(15) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の５第１項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(16) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む一部の連結される子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額

を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(17) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(18) 収益及び費用の計上基準

連結される子会社及び子法人等のファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(19) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク･ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

当連結会計年度は、その他有価証券に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定を行っております。

なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

（20）消費税等の会計処理

当社及び国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

貸倒引当金

（1）当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金　35,101百万円

（うち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的な貸倒引当金 565百万円）

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当社グループにおける貸倒引当金の概要

当社グループは、銀行業を中核事業として位置付けており、それにより計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

② 算出方法

「会計方針に関する事項」「(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載の通りです。

③ 主要な仮定

ⅰ 債務者区分

当社グループは、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

ⅱ　予想損失率の修正を必要とする債務者グループ

当社グループは、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対する債権に対し、追加引当額を計上しており、その額は、影響を受ける業種の範囲をどう見積もるかによって変動するこ

ととなります。

したがって、影響業種の範囲が主要な仮定となります。

iii　キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利子率で割引いて算定しています。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定しています。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

④　翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度において計上した貸倒引当金を上回る、あるいは下回る貸倒損失が発生する可能性があります。

追加情報

（役員向け株式報酬制度）

当社は、当社取締役並びに当社の連結される子会社である株式会社きらぼし銀行の取締役（社外取締役を除きます。）及び委任契約を締結している執行役員（以下「子会社役員」といいます。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1)　取引の概要

当社グループは、取締役及び子会社役員を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役及び子会社役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役及び子会社役員に対して交付される株式報酬制度を導入しております。

なお、取締役及び子会社役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役及び子会社役員の退任時です。

(2)　信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　2015年３月26日）に準じております。

(3)　信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当社株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、当連結会計年度末株式数は以下の通りであります。

①　信託における帳簿価額　　148百万円

②　当連結会計期間末株式数　　72千株

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う貸倒引当金の追加計上）

前連結会計年度において、2020年３月末を基準日として、新型コロナウイルスの影響を受け、資金繰り安定のために借入や返済条件変更の申込のあった債務者を母集団とし、これらの債務者に係る債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を追加引当額としておりましたが、当連結会計年度においては、当該債務者に係る事業環境や経営状況を踏まえた債務者区分の見直しを行っていることから、当該追加引当額については全額戻入を行なっています。

しかしながら、当社が営業基盤とする地域において、新型コロナウイルス感染者の増加により緊急事態宣言が再発令され、新型コロナウイルス感染症の影響が収束していく時期が見通せない状況にあり、特に飲食業及び宿泊業においては、過去の貸倒実績を上回る貸倒損失が発生する可能性が相対的に高まっているものと認識しています。

そのため、要注意先のうち飲食業及び宿泊業に属する債務者グループに対しキャッシュ・フロー見積法を適用し、それによる予想損失額と、過去の貸倒実績率に基づく予想損失額との差額を、当連結会計年度において追加的に計上しています。

当社としては、上記追加的な引当額について、その水準は十分合理的なものであると考えておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束時期等によっては、貸倒引当金の一段の積み増し等、一層の対応が必要となる可能性があります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）11,019百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は 8,618百万円、延滞債権額は 97,417百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は 25百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,839百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は112,901百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,377 百万円であります。

７．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号　2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、21,820百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	542,123 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,862 百万円
コールマネー及び売渡手形	35,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	270,287 百万円
借用金	230,000 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 2,543百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産 44

百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 3,078 百万円、金融商品等差入担保金 2,990 百万円及び中央清算機関差入証拠金 26,041 百万円が含まれております。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、892,873百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 831,389百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、銀行業を営む連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1998 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第１号又は第２号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△270百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　　41,337 百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額　　623 百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 66,280 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却 27百万円、株式等償却53百万円、株式等売却損 122百万円、債権売却損 19百万円及びリース原価5,471百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	―	―	30,650	
第１回第一種優先株式	750	―	―	750	
第二種優先株式	2,000	―	―	2,000	
合　計	33,400	―	―	33,400	
自己株式					
普通株式	287	13	36	264	（注）１、２
合　計	287	13	36	264	

（注）１　当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式 72 千株及び持分法適用会社が保有する当社株式の当社帰属分０千株が含まれております。

２　自己株式の当連結会計年度増加株式数 13 千株は、単元未満株式の買取請求による買取 13 千株及び当連結会計年度末より持分法を適用している持分法適用会社が保有する当社株式の当社帰属分０千株であり、当連結会計年度減少株式数 36 千株は、単元未満株式の買増請求による売渡２千株、ストック・オプションの権利行使による譲渡８千株及び株式交付信託の権利行使による売渡 25 千株の合計であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度期末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	―					30	
合計		―					30	

３．配当に関する事項

（１）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年 5月13日 取締役会	普通株式	913百万円	30.00円	2020年 ３月31日	2020年 ６月８日
2020年 5月13日 取締役会	第１回第一種優先株式	93百万円	124.00円	2020年 ３月31日	2020年 ６月８日
2020年 5月13日 取締役会	第二種優先株式	27百万円	13.636円	2020年 ３月31日	2020年 ６月８日
2020年11月10日 取締役会	普通株式	913百万円	30.00円	2020年 ９月30日	2020年 12月２日
2020年11月10日 取締役会	第１回第一種優先株式	93百万円	125.00円	2020年 ９月30日	2020年 12月２日
2020年11月10日 取締役会	第二種優先株式	29百万円	14.636円	2020年 ９月30日	2020年 12月２日
合計	―	2,071百万円	―	―	―

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年 5月12日 取締役会	普通株式	913百万円	その他 利益剰余金	30.00円	2021年 ３月31日	2021年 ６月８日
2021年 5月12日 取締役会	第１回第一種優先株式	93百万円	その他 利益剰余金	125.00円	2021年 ３月31日	2021年 ６月８日
2021年 5月12日 取締役会	第二種優先株式	29百万円	その他 利益剰余金	14.636円	2021年 ３月31日	2021年 ６月８日

（注）2021年５月12日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金２百万円及び持分法適用会社が保有する当社株式の当社帰属分に対する配当金０百万円が含まれております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金であります。預金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

②　信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

③　市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの３部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当社リスク委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてＶａＲ（観測期間は５年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は６ヶ月、上場政策投資

株式は１年、信頼区間は 99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2021 年３月 31 日において、当社グループの市場リスク量は 53,339 百万円になります。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したＶａＲと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、2020 年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

④　資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど日々資金繰り管理や資金調達の状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告する体制としております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	753,974	753,974	－
(2) 買入金銭債権	68,935	68,935	－
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	845	845	－
(4) 金銭の信託	1,620	1,620	－
(5) 有価証券			
その他有価証券	983,278	983,278	－
(6) 貸出金	3,926,518		
貸倒引当金(※１)	△33,138		
	3,893,379	3,918,684	25,304
資産計	5,702,035	5,727,340	25,304
(1) 預金	4,972,473	4,972,478	4
(2) コールマネー及び売渡手形	59,632	59,632	－
(3) 債券貸借取引受入担保金	271,382	271,382	－
(4) 借用金	241,372	241,372	0
負債計	5,544,861	5,544,866	4
デリバティブ取引(※２)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△2,012	△2,012	－
ヘッジ会計が適用されているもの	273	273	－
デリバティブ取引計	△1,738	△1,738	－

（※１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※２） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、(　) で表示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法

資　産

（１） 現金預け金

満期のない預け金、および、残存期間が短期間（1 年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が１年超の預け金については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。

（２） 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。信託受益権以外については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（３）　商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

（４）　金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、ファンド運営会社から提示された価格、デリバティブ取引については取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

（５）　有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は証券投資信託委託会社等が提供する基準価額等によっております。銀行業を営む連結される子会社保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出された現在価値を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する銀行業を営む連結される子会社保証付私募債については、時価は連結決算日における保証等に基づき算定した回収可能見込額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

（６）　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

負　債

（１）　預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率(期末月の実績値)を用いております。なお、残存期間が短期間(１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（２）　コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形は、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（３）　債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（４）　借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率等で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）及び株式関連取引（株価指数先物、株価指数オプション）であります。これらの時価は、取引所取引については、大阪取引所、東京金融取引所等における最終の価格、店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（５）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式　（※１）（※２）	9,774
②　組合出資金　（※３）	26,361
合　　計	36,136

（※１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）　当連結会計年度における減損処理額は、株式 11 百万円であります。

（※３）　組合出資金のうち、裏付資産及び組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	717,545	－	－	－	－	－
買入金銭債権	8,726	11,746	5,216	9,436	11,751	20,953
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	144,366	155,194	121,730	88,371	178,531	121,031
貸出金（※）	664,200	708,874	540,000	383,423	389,311	837,358
合　　計	1,534,838	875,816	666,947	481,231	579,594	979,343

（※）　貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 106,373 百万円、期間の定めのないもの 296,976 百万円は含めておりません。

（注４）　その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金（※）	4,832,613	115,897	23,961	－	－	－
コールマネー及び売渡手形	59,632	－	－	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	271,382	－	－	－	－	－
借用金	236,900	3,836	635	－	－	－
合　　計	5,400,530	119,734	24,597	－	－	－

（※）　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

１．売買目的有価証券（2021年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

２．満期保有目的の債券（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．その他有価証券（2021年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,087	12,726	11,360
	債券	355,561	351,236	4,324
	国債	104,890	102,144	2,745
	地方債	43,834	43,537	296
	社債	206,836	205,553	1,282
	その他	256,896	245,219	11,677
	小計	636,545	609,182	27,362
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,605	7,476	△870
	債券	232,778	234,578	△1,800
	国債	102,524	103,175	△651
	地方債	21,500	21,613	△112
	社債	108,753	109,790	△1,036
	その他	176,255	183,475	△7,220
	小計	415,640	425,531	△9,891
合計		1,052,185	1,034,713	17,471

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年４月１日　至 2021年３月31日）

該当事項はありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年４月１日　至 2021年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	7,150	2,590	75
債券	107,048	1,392	76
国債	100,614	1,373	71
地方債	－	－	－
社債	6,433	19	4
その他	63,695	2,326	81
合計	177,894	6,310	233

６．保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

７．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式42百万円、債券578百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（2021年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,620	168

２．満期保有目的の金銭の信託（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　8,416円５銭

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　128円87銭

潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額　63円93銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、１株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

１株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、72千株であり、１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、81千株であります。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業経費	－百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第１回 ストック・オプション	第２回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　８名 当社子会社取締役　10名	当社取締役　　７名 当社子会社取締役　11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　12,000株	普通株式　22,000株
付与日	2015年８月３日	2016年８月１日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2015年８月３日 ～2045年８月２日	2016年８月１日 ～2046年７月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

	第３回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　９名 当社子会社取締役　７名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　15,100株
付与日	2017年８月１日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2017年８月１日 ～2047年７月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年３月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回 ストック・オプション	第２回 ストック・オプション	第３回 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	2,400	7,100	10,000
権利確定	―	―	―
権利行使	1,800	3,400	3,500
失効	―	―	―
未行使残	600	3,700	6,500

②単価情報

	第１回 ストック・オプション	第２回 ストック・オプション	第３回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	1,134	1,134	1,134
付与日における公正な評価単価（円）	3,881	2,695	2,795

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

共通支配下の取引等

（連結子会社間の合併）

１．取引の概要

(1)　結合当事企業の名称及びその事業の内容

（吸収合併存続会社）

名称：きらぼしビジネスサービス株式会社

事業の内容：メール、回金、事務集中業務

（吸収合併消滅会社）

名称：株式会社きらぼしクレジットサービス

事業の内容：集金代行業務

(2)　企業結合日

2021年４月１日

(3)　企業結合の法的形式

きらぼしビジネスサービス株式会社（当社の連結子会社）を吸収合併存続会社、株式会社きらぼしクレジットサービス（当社の連結子会社）を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4)　結合後企業の名称

きらぼしビジネスサービス株式会社

(5)　その他取引の概要に関する事項

株式会社きらぼしクレジットサービスで行っている集金代行業務をきらぼしビジネスサービスへ移行することで、グループ会社の付帯サービス業務の集約による経営資源の有効活用を目的としております。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（連結子会社間の会社分割）

１．取引の概要

(1)　対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の連結子会社であるきらぼしサービス株式会社の広告宣伝用品等の調達・管理業務

事業の内容：広告宣伝用品等の調達・管理業務

(2)　企業結合日

2021年４月１日

(3)　企業結合の法的形式

きらぼしサービス株式会社（当社の連結子会社）を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社（当社の連結子会社）を承継会社とする会社分割

(4)　結合後企業の名称

きらぼしビジネスサービス株式会社（当社の連結子会社）

(5)　その他取引の概要に関する事項

グループ各社における決算や計数集計等付帯サービス業務の集約による経営資源の有効活用を目的としております。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

３.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

（役員向け株式報酬制度）

連結計算書類の連結注記表にあります追加情報に関する注記に記載のとおりです。

注記事項

（貸借対照表関係）

関係会社に対する金銭債権　　1,594 百万円

（損益計算書関係）

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

営業収益	3,892 百万円
販売費及び一般管理費	538 百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

営業外収益　　0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	287	13	36	264	(注1)、(注2)
合計	287	13	36	264	

(注1) 当事業年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式72千株が含まれております。

(注2) 自己株式の当事業年度増加株式数13千株は、単元未満株式の買取請求によるものであり、当事業年度減少株式数36千株は、単元未満株式の買増請求による売渡2千株、ストック・オプションの権利行使による譲渡8千株及び株式交付信託の権利行使による売渡25千株の合計であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
未払賞与	12	百万円
未払役員賞与	11	
株式報酬引当金	7	
株式報酬費用	6	
関係会社株式評価損	22	
関係会社株式	920	
その他	4	
繰延税金資産小計	984	
評価性引当額	△953	
繰延税金資産合計	30	
繰延税金負債	－	
繰延税金負債合計	－	
繰延税金資産の純額	30	百万円

（関連当事者との取引関係）

１．親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

２．子会社及び関連会社等　　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社きらぼし銀行	東京都港区	43,734	銀行業	所有直接100%	経営管理役員の兼任 出向者の受入	経営管理料の受取(注1)	1,262	－	－
							出向者人件費の支払(注2)	493	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注 1）経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定し、当社の取締役会で決議した金額であります。

（注 2）出向者の受入に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

３．兄弟会社等

該当事項はありません。

４．役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	4,755 円 58 銭
１株当たりの当期純利益金額	80 円 42 銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	41 円 31 銭

（注）　株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、１株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、１株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

１株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、72 千株であり、１株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、81 千株であります。

（重要な後発事象）

連結計算書類の連結注記表にあります重要な後発事象に関する注記に記載のとおりです。